

発議第 20 号

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の早期改正を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年10月5日提出

提出者

流山市議会議員 中川 弘

賛成者

流山市議会議員 野村 誠

// 坂巻 儀一

// 海老原 功一

// 小田桐 仙

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」  
の早期改正を求める意見書

我が国では、障害者の尊厳を守り、障害者の自立と社会参加を促進することを目的に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年に成立、翌平成24年10月に施行されている。同法における障害者虐待の定義は、1. 養護者による障害者虐待、2. 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待、3. 使用者による障害者虐待の3点とされている。

しかしながら近年、障害者が虐待される事案が増加傾向にあり、特に精神障害者が利用する精神科病院における卑劣な虐待事案が確認されており、それは氷山の一角に過ぎないとの厳しい指摘がある。

国においても全国の都道府県及び指定都市を対象に精神科病院における虐待に関する調査を実施されたところであるが、同法における障害者虐待の定義に医療機関従事者等による障害者虐待は含まれておらず、虐待発見時の市町村への通報義務は、障害者福祉施設の従事者等による障害者虐待には課せられているものの、医療機関における障害者虐待は対象となっておらず、同法の目的達成のためには、障害者虐待の定義の見直しと障害者を見守る目を増やすことが急務であると考えます。

そこで政府に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に関して下記2点の速やかな改正を要望する。

記

- 1 障害者虐待の定義に医療機関従事者等によるものを追加すること。
- 2 虐待発見時の市町村への通報義務対象に、医療機関における障害者虐待を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月5日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様
一億総活躍担当大臣	様

千葉県流山市議会

発議第 21 号

適切な診療報酬上の措置等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年10月5日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 光

賛成者

流山市議会議員 西尾 段

// 植田 和子

// 小田桐 仙

// 乾 紳一郎

## 適切な診療報酬上の措置等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの病院の経営が急激に悪化し、地域医療の維持が非常に不安定な状況となっている。また、医療の効率化を追求するのみではなく、今後の新たな感染症の到来に対応するには、ある程度幅を持った病床稼働も必須であることが明らかとなった。

したがって、政府の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による病院医療への支援の継続はもちろんのこと、開業医を含む地域医療への診療報酬上の評価の拡充と継続が必要である。

とりわけ本市のように、人口急増地域では、民間を含めた医療・救急体制は、維持はもとより、量・質の向上は市民の安全・安心と定住にとって欠かせない社会的基盤の一つである。

そこで来年度の診療報酬改定にあたり、医療提供体制の更なる向上と持続可能性が追求できる適切な診療報酬上の措置などを政府、関係機関に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年10月5日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様

千葉県流山市議会

発議第 22 号

国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法の改正を求める  
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年10月5日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 植田 和子

// 乾 紳一郎

## 国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法の改正を求める意見書

2021年は、難民条約発効から70年、日本の同条約加入から40年の節目の年であり、国際人権基準に沿った各国の対応改善を求める機運が高まっている。

そもそも、日本の入管収容および難民認定制度は、国際連合の人権条約機関から再三にわたる勧告を受けてきている。

また、アムネスティ・インターナショナル日本からは、(1)収容の目的を限定し、法律に明記すること、(2)収容の期間に上限を設けること、(3)収容の開始・継続について司法審査を導入すること、(4)「迫害を受けるおそれがある国への追放や送還は、国際的に禁止とする」原則を遵守することを日本政府に提言されている。

そこで政府に対し、国会与野党の英知を集めることはもとより、専門的知見を活かし、国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法の改正を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年10月5日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様
外務大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 23 号

就活セクハラの撲滅に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年10月5日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 植田 和子

// 乾 紳一郎

## 就活セクハラのパ撲滅に関する意見書

就職活動中の学生が、志望する企業の社員などから性的な嫌がらせを受ける、いわゆる就活セクハラが大きな問題となっている。

就活セクハラは、企業と学生という不均衡な力関係の下で行われ、立場の弱い学生が泣き寝入りすることも珍しくない。

また就活セクハラに対する相談窓口や救済機関は、公的にも整備されておらず、厚生労働省の「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」でも、防止策の方針明確化など特別な取り組みをやっていない企業は7割超にいたる。

一方今年6月25日、国際労働機関（ILO）の「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約及び勧告では、求職者や仕事の応募者も保護対象に含まれており、国際的な対策は進んでいる。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 就活セクハラを定義を明確にし、法規制を行うこと。
- 2 相談窓口の開設や救済機関の創設など、就活セクハラに関する対策の強化を各関係機関へ要請すること。
- 3 国際労働機関（ILO）の「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2021年10月5日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
外務大臣	様
文部科学大臣	様
厚生労働大臣	様
経済産業大臣	様

千葉県流山市議会



発議第 24 号

予期せぬ妊娠等を防止し、女性の心身等へ配慮した取り組みを  
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規  
定により提出します。

令和3年10月5日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 近藤 美保

// 小田桐 仙

// 乾 紳一郎

予期せぬ妊娠等を防止し、女性の心身等へ配慮した取り組みを求める  
意見書

日本では年間15万件余りの人工妊娠中絶が行われている。その経費は、予期せぬ妊娠対応であったとしても中絶手術には、妊娠初期で10～20万円、中期で40～60万円かかるといわれている。また、72時間以内の服用で、高確率で妊娠回避が可能な緊急避妊薬も、日本では医師の診療・処方箋を必要とし、1錠6千円～2万円と高価格となっている。

それに対し、女性の健康と権利を求める団体や医療関係者からは、外科的手法に依存することなく、より安全で安価な選択肢の確保や、身体や精神面への負担が少ない取り組みが世界的に提言されている。

そこで政府に対し、下記のことを要請する。

記

- 1 世界保健機関（WHO）も「必須医薬品」と位置づけ、安全な方法と推奨し、かつ日本における治験でも有効性と安全性が示され、製薬会社も年内を目途に、初めて国へ承認の申請をする見通しとなった「経口妊娠中絶薬」については、保険適用を行い、中絶方法の選択肢を拡大すること。
- 2 政府の第5次男女共同参画基本計画において、医師の処方箋なしでの薬局での販売を検討する方針が明記された「緊急避妊薬」について、具体化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2021年10月5日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 25 号

気候非常事態宣言に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年10月5日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 植田 和子

// 加藤 啓子

// 小田桐 仙

## 気候非常事態宣言に関する決議

近年、地球温暖化も要因として、世界各地を記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曾有の被害をもたらしている。我が国でも、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしている。

これに対し、世界は、パリ協定の下、温室効果ガスの排出削減目標を定め、取組の強化を進めているが、各国が掲げている目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界はまさに気候危機と呼ぶべき状況に直面している。

私たちは「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する。そしてこの危機を克服すべく、2030年エネルギー基本計画改定に関する意見書を流山市議会令和3年第2回定例会において、全会一致で可決し、政府に意見書を提出した。

一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行い、国際社会の名誉ある一員として、それに相応しい取組を、引き続き国・県へ要請するとともに、本市においても、市民や企業等の意見を丁寧に聴き、脱炭素社会の実現に向けた政策をより一層、着実に推進することを強く要請する。

その第一歩として、ここに市民を代表する流山市議会の総意として気候非常事態を宣言する。

以上、決議する。

2021年10月5日

千葉県流山市議会